



ごみの出し方

【窓口：更埴庁舎廃棄物対策課・戸倉庁舎市民窓口課・上山田庁舎市民窓口課】

健康で住み良い地域・暮らしを守るため物を大切に使い、ごみの少ないまちづくりをめざしています。限られた資源を生かし、豊かな環境を次代に引き継ぐため、ごみの減量化と再利用および分別への協力をお願いします。具体的には、各世帯に配布されている「ごみの出し方」パンフレットや「暮らしのカレンダー」または、「千曲市ホームページ」をご覧ください。

■収集日の確認

「暮らしのカレンダー」で収集日の確認をしてください。

■ごみの指定袋

可燃ごみ用（2種類）と不燃ごみ用の指定袋はごみ袋購入チケットを持参し、スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンターなどの取扱店で購入してください。

■ごみの分別

「ごみの出し方」パンフレットで収集対象品目・出し方を確認してください。

- 収集品目／可燃ごみ・不燃ごみ・乾電池・廃蛍光管・びん・缶・ペットボトル・紙類・古着古布・プラスチック製容器包装・庭木剪定枝・廃食用油・粗大ごみ（有料）・小型家電

■生ごみ処理機の補助制度

「生ごみ堆肥化処理容器（コンポスト）」「生ごみ堆肥化処理機（電動）」ともに補助金額は購入費の2分の1以内で上限30,000円までです。

■大量のごみが出たときは

引越しや片づけで大量のごみが出たときは、下記の施設へ運んでいただくか、専門の業者に依頼してください（土・日・祝日・施設の休止日は搬入できません）。

- 可燃ごみ／葛尾組合ごみ焼却施設

坂城町中之条1850

☎0268-82-2349

受付時間／平日の8:30～16:30

- 不燃ごみ／葛尾組合不燃ごみ処理施設

上山田3813-100

☎026-275-2349

受付時間／平日の8:30～12:00、13:00～16:00

※持込みは有料です。

種類	基本料金	超過料金
可燃ごみ	20kgまで400円	20kgまでごとに400円
不燃ごみ		10kgまでごとに200円

■資源の収集日に出せない方は

夫婦共働きや、勤務時間の関係で地元の収集所に資源物を出せない方を対象に、ホリデーステーション（土曜日に収集所を開設）を実施しています。

- 収集品目／ビン（透明・茶色・その他）・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙類（新聞・雑誌・チラシ・ダンボール・紙パック・紙製容器包装）・古着古布・廃食用油

	更埴・戸倉地域	上山田地域
収集日	毎月第2・4土曜日 (年末年始を除く)	毎週土曜日 (年末年始を除く)
時間・場所	9:00～10:00 更埴庁舎人権ふれあいセンター西側駐車場 9:00～10:00 戸倉庁舎南側	13:00～14:00 西友上山田店駐車場

※分別方法は、各地区の収集所への出し方と同じです。なお可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみは出せません。

※収集場所には分別指導員がおりますので、指示に従ってください。

広告

ゴミ・リサイクル P112 B-4

ゴミ処理のエキスパート集団！
千曲資源リサイクル事業協同組合

長野市・千曲市・坂城町管内をサポート。
一般・産業廃棄物・家庭粗大ゴミ、古紙等
ご相談ください。

■千曲市屋代2384-1
TEL:026-273-8813 FAX:026-273-8814
■営業時間／平日8:30～17:30 土曜(持込のみ)9:00～12:00(要電話確認)
■定休日／日曜、祝日、年末年始、お盆他



P あり



2016千曲市観光写真コンテスト 入選
「冬化粧」

上水道

【窓口：更埴庁舎上下水道課】

■市内の水道

千曲市内には市で管理している市営水道と県で管理する県営水道があります。水道に関するお問い合わせ先はお住まいの地域により異なります。なお、稲荷山の治田公園団地・治田団地・治田団地付近・元町団地の一部は市営水道となっています（一部入り組んでいます）。

区 分		給水地区
市営水道	市役所上下水道課	八幡地区・桑原地区・稲荷山地区の一部・樺平保健休養地区
県営水道	川中島水道管理事務所	更埴地区（市営水道の給水地区を除く）
	上田水道管理事務所	戸倉地区・上山田地区

■次のときには届出を

●市営水道

- ①転入・転出などで水道の使用を始めたり、止めるとき（給水申込書・使用休止届）
- ②使用者や所有者が変わったとき（使用者など変更届）
- ③一般用から業務用などに用途変更するとき（用途変更届）

※届出に必要なもの／印鑑・手数料（開栓・閉栓 各1,000円 ただし、樺平保健休養地区のみ各2,000円）

●県営水道

閉開栓、料金関係の問い合わせは下記へ

更埴地区／ヴェオリア・ジェネッツ(株)川中島事務所
☎0120-971105

戸倉地区・上山田地区／
ヴェオリア・ジェネッツ(株)上田事務所
☎0120-971124

■水道が故障したとき

- ①住所、氏名、故障箇所を指定工事店へ連絡して、修理をしてください。
- ②漏水箇所の応急処置は、止水栓を閉めるか漏水箇所を固くしばってください。

■漏水かな？と思ったときは

水道メーターには銀色の風車のようなものがついています。蛇口をすべて閉めても、この羽が回っている場合は宅地内のどこかで漏水しています。指定工事店へ連絡して、修理をしてください。

■水道管の凍結について

寒い時期になると、管が凍結したり、破裂したりすることがあります。電熱凍結防止帯などを利用して、保温管理をしてください。

■道路などで漏水を発見したときは

●市営水道

更埴庁舎上下水道課上水道係までお知らせください。

●県営水道

更埴地区／川中島水道管理事務所
☎026-284-1700
戸倉地区・上山田地区／上田水道管理事務所
☎0268-22-2110

■水道配水管新設の補助

市営・県営水道の給水装置の新設にともなう配水管（内径50mm以上）を布設し、規定の要件を満たす場合に、その経費に対して補助金を交付します。

☎：更埴庁舎上下水道課

■修理業者について

修理は、県営・市営水道それぞれの指定を受けた工事店に依頼してください。夜間、休日などで指定工事店に連絡が取れない場合や指定工事店にあてがない場合は、県営水道修繕センター（☎0120-813283）に相談してください。24時間、県営・市営水道の区別なく、相談員が対応します。

広告

水道工事・リフォーム P116 A-3

皆さまのより良い暮らしのために

有限会社更埴設備工業

キッチン・浴室・トイレなど水周りのこと
ご相談下さい。
住み良い生活のお手伝いいたします。

■千曲市新田433-2
TEL:026-273-3445
■営業時間／8:00～17:00
■定休日／日曜、祝日、第2、第4土曜



P あり


給排水設備工事 P115 C-3

快適な生活は水廻りから

堀内設備

トイレやキッチン、浴室など水廻りのこと
なら何でもお気軽にご相談ください。
誠心誠意対応いたします。

■千曲市八幡2279-6
TEL:026-273-2023 FAX:026-274-3818



下水道

【窓口：更埴庁舎上下水道課】

千曲市の下水道事業は、皆様のご協力により整備がほぼ完了しました。今後はさらなる環境保全のため、下水道への接続を促進していく必要があります。下水道への接続・水洗化について不明な点がある場合は、上下水道課へお問い合わせください。

■下水道への接続工事

供用開始になりましたら台所、お風呂、トイレなどから出る汚水を下水道に流す排水設備工事を、次の期間内にすることが法律で義務づけられています。工事は市が指定する「排水設備指定工事店」で行っていただき、費用は自己負担になります。

- くみ取りトイレをお使いの方／3年以内に接続してください。
- 浄化槽をお使いの方／すみやかに接続してください。

■排水設備工事資金融資のあっせん・利子補給制度

くみ取りトイレから水洗トイレへの改造などの排水設備工事費用の融資あっせんと利子補給を行っています。

- 融資あっせん対象者／供用開始の日から3年以内に排水設備工事を行う建築物の所有者などで市税、受益者負担金の滞納がなく償還能力がある者。
- 融資あっせん額／20万円以上80万円以下
- 融資利率／市と金融機関で定めた率
- 利子補給／貸付利率の2分の1相当額（2分の1が2%を超えるときは2%）

■受益者負担金制度

下水道事業には長い年月と多額の費用がかかり、恩恵を受けるのは整備された地域の皆さんに限られてしまいます。このため下水道により利益を受ける皆さんに建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図る制度が受益者負担金制度です。

- 受益者負担金の額／土地の面積(m²)×700円

●納入方法

- ①分割納付／5年間で20回（1年4回）の分割納付
 - ②一括納付／5年分割（20回）をまとめて納付
 - ③1年分一括納付／1年分割（4回）をまとめて納付
- ※納期前に納入すると、納期数に応じ前納報奨金が交付され、負担金から差し引かれる「前納報奨金制度」があります。

■下水道・農業集落排水使用料

下水道が使えるようになると使用料をいただきます。使用料は下水道へ流れた汚水量を水道の使用水量などをもとにして算定します。上水道を使用している場合は上水道のメーターから、井戸水を使用している場合は個人でメーターを設置していただき、その数値から使用料を算定します。転入、転出、転居などで下水道の使用の開始、休止、変更がある場合は届出をしてください。

●2か月使用料金表（消費税別）

	汚水排除量	使用量
基本使用料	20m ³ まで	2,800円
超過使用料 (1m ³ につき)	21m ³ ～60m ³	155円
	61m ³ ～100m ³	160円
	101m ³ ～200m ³	165円
	201m ³ ～600m ³	170円
	601m ³ 以上	175円

■合併処理浄化槽の補助

下水道事業の認可区域外、農業集落排水地域外に住宅用の合併処理浄化槽を設置した場合、補助制度があります。

	下水道等計画区域外	左記事業認可区域外
5人槽	332,000円	332,000円
7人槽	463,000円	414,000円
10人槽	700,000円	548,000円

広告

水道設備、リフォーム P121 D-3

水まわりのリフォーム

有限会社マルヤマ総合設備

水廻りの事なら修理からリフォームまで、お気軽にご相談ください。より快適で便利なくらしをサポートいたします。

■千曲市上徳間629-2

TEL:026-213-6486

■FAX:026-213-6486

■定休日／日曜、祝日



指定水道工事店・リフォーム P116 B-5

水周りのことなら何でもお任せください

有限会社アート浄設

外壁塗装・内装・カーポートなど住宅のことなら何でもご相談ください。

■千曲市鋳物師屋404-5

TEL:026-274-0778 FAX:026-274-0768

■営業時間／8:00～17:00

■定休日／日曜、祝日



P あり

し尿

【窓口：千曲市清掃組合（更埴庁舎廃棄物対策課内）・戸倉庁舎市民窓口課・上山田庁舎市民窓口課】

し尿のくみ取りが必要な家庭には許可業者がくみ取りにお伺いします。

し尿汲み取りについて

くみ取りの申し込み

千曲市清掃組合（更埴庁舎廃棄物対策課内）、戸倉庁舎および上山田庁舎市民窓口課に「くみ取り申込書」がありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。くみ取りの間隔は、毎月の定期収集、2か月の定期収集、不定期（そのつど電話などで申し込んでいただきます）の3種類から選んでください。

くみ取り量の確認

くみ取り量は「バキューム・メーター」で計量します。くみ取った際、「作業報告書」を各家庭に置いていきますので、確認してください。

くみ取り日の確認

定期収集で申し込みの方は、そのつど依頼をする必要はありません。「暮らしのカレンダー」などでくみ取り日の目安を確認してください（業者の都合により、多少前後することがあります）。また、不定期の方、臨時で申し込みの方は、1週間程度の余裕を持って千曲市清掃組合 ☎026-273-1894（更埴庁舎廃棄物対策課内）へご連絡ください。

くみ取りの際は

業者がスムーズに作業ができるように、道路から便槽までの間に支障になるものを置かないでください。また水の入ったバケツを用意しておいてください。

料金について

くみ取り料金は120ℓまでは一律960円（基本料金）です。以後、10ℓごとに80円ずつ加算されます。料金は口座振替か、納入通知書による払い込みです。口座振替は、毎月月末締めで翌月20日（土・日・祝日の場合は翌営業日）の振替になります。

変更届・廃止届

住所の変更があったときや、くみ取り間隔の変更をしたいときは、「変更届」を提出してください。また、転出や浄化槽の設置、下水道接続などでくみ取りが不要になるときは「廃止届」を提出してください。

し尿汲み取り業者

地区ごとに業者が決まっています。

更埴地域

(有)瀬下衛生社／屋代・粟佐・雨宮・土口・生萱・森・倉科・寂時・杭瀬下・小島・鋳物師屋
(株)アスター／稲荷山・野高場・桑原・八幡・新田・中・桜堂・打沢

戸倉地域

(有)瀬下衛生社／上中町・中町・磯部・福井・新戸倉温泉・上町
(株)アスター／干本柳・小船山・内川・須坂・芝原・羽尾・若宮・上徳間・黒彦・今井町・柏王・戸倉温泉

上山田地域

(有)瀬下衛生社／三本木・八坂・中央・城腰・上山田温泉
(株)アスター／力石・新山・漆原

問：千曲市清掃組合（更埴庁舎廃棄物対策課内）

☎026-273-1894

広告

建設業	P116 B-5	
総合建設業 給排水衛生設備工事 上下水道工事		
有限会社 大地		
皆さまのより良い暮らしのお手伝い。キッチン、トイレ、バスルームのリフォーム、ご相談下さい。		
■千曲市小船山365-1		
TEL:026-261-5077 FAX:026-261-5088		
■営業時間/8:00~17:00 ■定休日/日曜、祝日		
P あり		

残さず食べよう!!

にーまる いちまる
20・10運動



20・10（にーまる・いちまる）運動とは、会食や宴会の席での食べ残しを減らす運動です。

宴会では、たくさんのお料理が残ってしまいがちです。「もったいない」ですよね。

食べ残しを減らすために、「乾杯後20分間は席を立たず料理を楽しみ」、「お開き前10分間は自分の席に戻って再度料理を楽しみ」、「たべきり」で気持ちのいい宴会にしませんか？

問：更埴庁舎廃棄物対策課 ☎026-273-1111



土地

【窓口：更埴庁舎都市計画課・更埴庁舎建設課】

■用途地域

良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する都市計画・建築規制制度であり、秩序あるまちづくりに大きな役割を果たしています。

■市内の用途地域一覧

建ぺい率（建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合）と容積率（建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合）は、それぞれ用途地域ごとに定められています。

名称	名称
第1種低層住居専用地域	準住居地域
第2種低層住居専用地域	近隣商業地域
第1種中高層住居専用地域	商業地域
第2種中高層住居専用地域	準工業地域
第1種住居地域	工業地域
第2種住居地域	工業専用地域

□ 千曲市において指定しているもの

■都市計画に関する調査

建物を建築する前に、以下のことを確認してください。

- ①都市計画区域の内か外か。
- ②都市計画区域内の場合は用途地域の種類。
- ③用途地域内の場合は、建物の用途により建築できない建物があります。
- ④都市計画道路などの都市計画施設の予定地に入っていないか。都市計画施設の区域内に建築物を建築しようとする場合は、市長への許可申請が必要になります（都市計画法第53条第1項）。
- ⑤近隣商業地域・商業地域内で、住宅部分などの床面積の2分の1と店舗などの床面積の合計面積が1,000㎡以上の建物を新築したり増築・改装する場合に、建物の規模に応じて必要な台数分の駐車施設を設ける必要があります。
- ⑥土地区画整理事業の施行地区内において、施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、もしくは建築物その他の工作物の新築・改築・増築、または移動の容易でない物件の設置もしくはたい積を行う場合は、市長の許可が必要になります（土地区画整理法第76条第1項）。

■開発許可制度

一定規模以上の宅地などを開発する行為は、都市計画法に基づき事前に知事の許可が必要です。

区域	面積	区域	面積
都市計画区域内	3,000㎡以上	都市計画区域外	10,000㎡以上

なお、敷地面積が1,000㎡以上の宅地開発などをする場合は、市宅地開発等指導要綱による事前協議が必要となります。

■立地適正化計画

本計画では、住民の居住を誘導する「居住誘導区域」と、生活サービスを誘導する「都市機能誘導区域」を定めています。居住誘導区域外で開発や建築等行為を行う場合、工事着手の30日前までに市長への届出が必要になることがあります。また、都市機能誘導区域についても届出が必要になる場合もありますので、詳細については、千曲市ホームページをご覧ください。また、都市計画課までお問い合わせください。

●届出が必要な開発行為の例

3戸の開発行為	届出要	
1,000㎡ 1戸の開発行為	届出要	
800㎡ 2戸の開発行為	届出不要	

●届出が必要な建築等行為の例

3戸の建築行為	届出要	
1戸の建築行為	届出不要	

出典：国土交通省都市局都市計画課

■建物を新築・増改築するときは

都市計画区域内に新築または10㎡を超える増改築をするときは、工事を始める前に必ず指定確認検査機関などの審査・確認を受けなければなりません。建築確認のない場合は、違法建築になります。

■敷地と道路の関係

建物を建てる敷地は、幅4m以上の道路に2m以上接していなければなりません。4m未満の道路については、原則として道路の中心から2m後退した部分までが道路とみなされ、この部分には建物（塀や垣根も）を建てることはできません。市道の幅員などについては、建設課で確認してください。

■道路および水路を使用するときは

次のような場合は市に申請書を提出し、占用許可を受けなければなりません。場合によっては、占用料金を納めていただくことになります。

- 水道やガスの引込管、排水管を道路に埋設するとき
- 水路に橋をかけるとき など

■私有地と道路・水路との境界（官民界）について

道路（国・県を除く）および水路と個人の土地との境界で、次のことを行う場合は市へ立会いの申し込みをしてください。市と隣接者で立会をし、境界の確認をします。

- 境界に塀・土留などを設置するとき
- 道路・水路と接する土地を造成するとき
- 家屋を新築するとき

日常生活全般

■犬を飼うときは

●犬の登録

生後91日以上経過した犬には、生涯1回の飼犬登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが、狂犬病予防法で飼い主に義務づけられています。市が4月から5月に市内各地で実施する集合注射の会場で、登録と注射が一緒にできます。料金は、登録手数料3,000円、注射料金3,500円です。注射料金には予防注射済票交付手数料550円が含まれます。

市内の動物病院でも登録と注射が同時にできます。動物病院で注射を受ける場合は、上記料金のほかに診察代がかかります。なお市外の動物病院では登録などの手続きはできません。注射の際に発行される「狂犬病予防注射済証明書」を市役所（各庁舎可）へ持参し、手数料550円を添えて注射済票の交付申請をしてください。

●狂犬病予防注射

飼犬登録は生涯1回ですが、毎年1回の狂犬病予防注射を必ず受けてください。飼犬登録をしている方へ、3月下旬ごろに「予防注射のお知らせ」のハガキを郵送しますので、集合注射または動物病院でハガキを持参のうえ注射を受けてください。

次のような場合は届出をしてください（ホームページから電子申請ができます）。

- 飼犬が死亡したとき
- 飼い主の住所が変わったとき
- 飼犬の所有者が変わったとき

☎：更埴庁舎環境課

■犬・猫の引き取り

犬や猫が飼えなくなったときや、新しい飼主が見つからないときは、長野保健福祉事務所（長野市岡田）にご相談ください。

☎：長野保健福祉事務所 ☎026-225-9065

■循環バスの運行

市循環バスは、市内9路線で下記のとおり運行しています。

- 運行日／月曜日～土曜日
- 運休日／日曜日・祝日・12月29日～翌年1月3日（大循環線の一部の便のみ日曜・祝日も運行しています）
- 運賃／1路線 大人200円、65歳以上の市民100円、小・中学生100円、小学生未満無料
ただし、65歳以上の方および障がいのある方などは割引乗車券（無料乗車券）の交付を受けてください。

詳しくは、千曲市総合交通マップ・時刻表をご覧ください。

☎：循環バスに関すること ☎更埴庁舎生活安全課
割引乗車券の交付に関すること

☎各庁舎福祉担当窓口

■千曲市総合交通マップ・時刻表について

総合交通マップ・時刻表には、循環バスの時刻表のほかに、しなの鉄道・JR・長野新幹線の列車時刻表、屋代駅・戸倉駅などでの循環バスとの乗換え案内と運賃表、高速バスの時刻表など千曲市の公共交通に関する情報を掲載してあります。これらの情報を活用していただき、市循環バスをはじめとした公共交通のより一層のご利用をお願いいたします。

広告

P115 D-2

動物病院

日曜日も診療しています

稲荷山どうぶつ病院

小さな命をやさしく守る、
愛情診療を心がけています。
どんな事でもお気軽にご来院、ご相談ください。

■千曲市稲荷山214-6

TEL:026-274-3858

FAX:026-274-3858

■営業時間／9:00～11:50、16:00～19:00
土曜午後16:00～18:00

■定休日／水曜、日曜午後、祝日

■URL: <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~inahas/>

P あり

■市営住宅

住宅に困窮する低額所得者を対象に整備された公共のための住宅です。入居者の募集は毎年度9月と3月に行い、市報などでお知らせします。

☎：更埴庁舎建設課

名称	所在地	戸数
寂蒔団地	寂蒔625	31棟 122戸
寂蒔団地1号棟	寂蒔625	1棟 12戸
鋳物師屋団地	鋳物師屋733-1ほか	10棟 20戸
埴生団地	小島3075-1ほか	3棟 31戸
屋代団地	屋代937-1ほか	5棟 36戸
屋代南団地	屋代431-1ほか	6棟 29戸
志川団地	八幡2304ほか	20棟 89戸
薬師堂団地	上山田76	1棟 20戸

■県営住宅

募集時期、入居資格など詳しくは、長野県住宅供給公社へお問い合わせください。

☎：長野県住宅供給公社住宅管理部

☎026-227-2322

■市営駐輪場

しなの鉄道の屋代駅、屋代高校前駅および戸倉駅に市営の有料駐輪場が整備されています。定期利用を希望する方は、希望する駐輪場に空きがあるか直接連絡して確認の上、申し込んでください。申し込みの際は印鑑と使用料が必要です。一時的に利用する場合は、駐輪場で管理人に使用料を支払ってください。なお、しなの鉄道の千曲駅には、無料の駐輪場があります。

区分		自転車・原動機付自転車（屋外）		原動機付自転車（屋内）	
		屋代駅前・屋代高校前駐輪場 戸倉駅前駐輪場（自転車のみ）		戸倉駅前駐輪場	
		一般	その他	一般	その他
一時利用	1日1回につき	50円	30円	100円	50円
	回数駐車券（11回利用につき）	500円	300円	1,000円	500円
定期利用	1月につき	700円	500円	1,400円	800円
	2月につき	1,400円	1,000円	2,800円	1,600円
	3月につき	2,100円	1,500円	4,200円	2,400円
	4月につき	2,800円	2,000円	5,600円	3,200円
	5月につき	3,500円	2,300円	7,000円	3,700円
	6月につき	4,100円	2,500円	8,200円	4,100円
	7月につき	4,700円	3,000円	9,400円	4,800円
	8月につき	5,300円	3,400円	10,600円	5,500円
	9月につき	5,800円	3,900円	11,600円	6,300円
	10月につき	6,300円	4,300円	12,600円	6,900円
	11月につき	6,800円	4,700円	13,600円	7,600円
	12月につき	7,200円	4,900円	14,400円	7,900円

※屋代駅前自転車駐輪場の屋外駐輪場定期利用料は、上記金額の2分の1の額となります。

☎：屋代駅前駐輪場 ☎026-273-4396

☎：屋代高校前駐輪場 ☎026-274-3166

☎：戸倉駅前駐輪場 ☎026-276-6670

千曲駅前駐輪場、その他全般については更埴庁舎生活安全課まで。

市営駐車場

しなの鉄道の屋代駅、屋代高校前駅、千曲駅および戸倉駅に市営の有料駐車場が整備されています。定期利用を希望する方は、希望する駐車場に空きがあるかを直接連絡して確認の上、申し込んでください。申し込みの際は、印鑑と使用料が必要です。なお、屋代高校前駅、千曲駅および戸倉駅前駐車場は、一時利用もできません（屋代駅前定期利用のみです）。

●屋代駅前第1・第2駐車場

区分		使用料
定期区分	1月につき	5,000円

●屋代高校前駅第1・第2・第3・第4駐車場

区分		使用料
一時利用	30分以内	無料
	30分を超え1時間以内	100円
	1時間を超え10時間以内	100円に1時間を超える1時間（1時間未満のときは1時間とする）につき50円を加算した額
	10時間を超え24時間以内	700円
	24時間を超える場合	700円に24時間を超える24時間（24時間未満のときは24時間とする）につき700円を加算した額
定期利用	1月につき	4,000円

■千曲駅・戸倉駅前第1、第2駐車場

区分		使用料
一時利用	30分以内	無料
	30分を超え1時間以内	100円
	1時間を超え10時間以内	100円に1時間を超える1時間（1時間未満のときは1時間とする）につき50円を加算した額
	10時間を超え24時間以内	700円
	24時間を超える場合	700円に24時間を超える24時間（24時間未満のときは24時間とする）につき700円を加算した額
定期利用	1月につき	5,000円

☎：屋代駅前駐車場 ☎026-273-4396

☎：屋代高校前駅駐車場 ☎026-274-3166

☎：戸倉駅前駐車場 ☎026-276-6670

千曲駅前駐車場、その他全般については、更埴庁舎生活安全課まで。

消費生活

【窓口：更埴庁舎千曲市消費生活センター（生活安全課内） ☎026-274-0820】

■消費生活の相談・苦情は

商品やサービスについての疑問、訪問販売・電話勧誘販売のトラブルや身に覚えがない請求、借金の返済などの問題についての相談を受け付けています。個人の秘密は堅く守りますので、「こんなことで相談など……」とあきらめないで、電話または更埴庁舎消費生活センターまで、お気軽にご相談ください。なお、長野県北信消費生活センターでも相談を受け付けています（☎026-223-6777）。

■クーリングオフ制度

消費者が契約しても、後で冷静になって考え直し「契約をやめたい」と思ったら、一定期間内であれば、理由を問わず一方的に契約を解除できる制度が「クーリング・オフ」です。訪問販売や街で声を掛けられて契約してしまった場合、電話による勧誘を断り切れなかった場合などに適用されますが、店舗に向いて購入した品物には適用にならないなど一定の規定がありますので、お困りの場合には消費生活センターに早めにご相談ください。

■リサイクルコーナー

一般家庭や事業所で使わなくなった生活関連物資を活用し、物を大切にしようとするものです。ゆずりたい物、ゆずって欲しい物を登録していただき、市報やHPで紹介し、希望者の仲介をします。登録の有効期間は1年間です。登録方法は、電話でゆずりたい（ゆずってほしい）品物と住所、氏名、電話番号、希望条件などをお知らせください。市報、HPに掲載し希望者を募集します。条件、価格などは当事者同士の話し合いにより決定します。品物をご本人に保管していただきます。

☎：更埴庁舎生活安全課

市では、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、すべての人が互いに認め、支え合いながら共に生きる「人権尊重社会」「男女共同参画社会」の実現を目指しています。

■人権教育・啓発の推進

- 私たちの周りには様々な人権問題が存在しています。千曲市の「人権と暮らしに関する総合計画」で掲げている人権問題は次のとおりです。
 - ・ 同和問題 ・ 障がい者 ・ 子ども
 - ・ 女性 ・ 高齢者 ・ 外国人
 - ・ HIV感染者、ハンセン病元患者など
 - ・ アイヌの人々
 - ・ 刑を終えて出所した人
 - ・ 犯罪被害者など
 - ・ インターネットによる人権侵害
- 命の大切さや人に対する思いやり、正しい人権感覚が培えるよう、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発活動を進めています。
 - ・ 様々な人権問題について、学習し理解を深めましょう。
 - ・ 各地区で実施される人権教育研修会に参加しましょう。
 - ・ 市民集会や人権ふれあいセンターで行うセミナー、フェスティバルに参加しましょう。
 - ・ 企業・老人クラブ・PTA・グループやサークル活動などで学習会、研修会を開きましょう（啓発ビデオ・DVDの貸し出しや、人権教育指導員の派遣を行っています）。
 - ・ 学校・企業・家庭・地域社会などで、人権について話し合う機会を設けましょう。

■男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で、男性・女性が対等なパートナーとして、ともにその個性や能力を発揮し、支えあいながら活躍できる環境づくりが重要です。そのためには、行政や企業、地域社会などの女性進出に対する理解と女性自らの参画意識を高める必要があります。

市では、情報の提供や研修セミナーの開催、補助金の交付、相談事業などを通じ、男女共同参画の推進に努めています。

【男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です（男女共同参画社会基本法第2条）。】

■千曲市人権ふれあいセンター

人権啓発と社会福祉の向上を図るためのコミュニティ施設です。市民向けの人権セミナーや外国籍市民を対象とした日本語教室の開催、啓発用ビデオ・DVDの無料貸し出し、各種人権相談業務などを行っています。

また、市民交流・学習の場として、センター内各室がどなたでも気軽に利用できます。予約が必要ですが、研修や会議、サークル活動、趣味の会などでご活用ください。

☎：千曲市人権ふれあいセンター（更埴庁舎北隣）
☎026-273-3693



2015千曲市観光写真コンテスト 特選
「中秋の八ヶ月」



2016千曲市観光写真コンテスト 特選
「あ！落とすなよ」